

名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和6年6月11日(火)
15:50～16:15
天白文化小劇場

1 税務署長挨拶

2 税務署からの連絡事項

(1) 令和6年分予定納税額通知書の送付等について

イ 予定納税額通知書の送付について(資料1)
通知書発送日・・・令和6年6月14日(金)

ロ 予定納税額の納期限等について

	納期限及び口座振替日	予定納税額の減額申請書提出期限
予定納税第1期分	令和6年9月30日(月) (現行:7月31日)	令和6年7月31日(水) (現行:7月15日)
予定納税第2期分	令和6年12月2日(月)	令和6年11月15日(金)

(2) 相続税申告書第11表の様式改定について(資料2)

(3) 相続税 e-Tax の積極的な利用について(資料3、4)

(4) 業務センターへの郵送等に関するお願いについて(資料5)

3 その他

〒 -	様
----------	---

一連番号	
------	--

令和 年 月 日

昭 和 税 務 署 長

税務署長の 氏名の記載 及び署長印 の押印は省 略しています
--

予定納税における定額減税の取扱いについてのご案内

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施されることとなりました。

所得税における定額減税の取扱いについて、詳しくは同封の書類をご覧ください。

なお、このご案内は、予定納税額の通知書について電子通知（e-Taxによる通知）を希望された方に送付しています。

（送付書類等）

- ・ 令和6年分 予定納税について
- ・ 令和6年分 所得税の予定納税における定額減税の取扱いについて
- ・ 返信用封筒

連絡先	個人課税第一部門	電 話	052-881-8171（内線414・412）
-----	----------	-----	-------------------------

※ ご連絡いただく際は、上記の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

相続税申告書第11表の様式改訂

【相続税がかかる財産の明細書】



概要

相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）については、不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用しておりましたが、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化し、申告書作成に当たっての利便性の向上を図ることを目的として、相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）の様式を分割するなどの改訂を行うこととしました。

～4種類の様式に分割し、合計表を追加～

第11表

第11表（合計表）

第11表の付表1（土地・家屋等用）

第11表の付表2（有価証券用）

第11表の付表3（現金・預貯金等用）

第11表の付表4（その他の財産用）

相続税申告は「e-Tax」をご利用ください！

- 国税庁ホームページ内に、相続税e-Taxに関する情報を集約した「相続税e-Tax特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、e-Taxに関するFAQや、イメージデータで提出可能な添付書類など、相続税e-Taxを利用する際に参考となる情報を掲載しています。

相続税e-Tax
特設サイト



税理士の皆さまへ

相続税 e-Tax をご利用ください

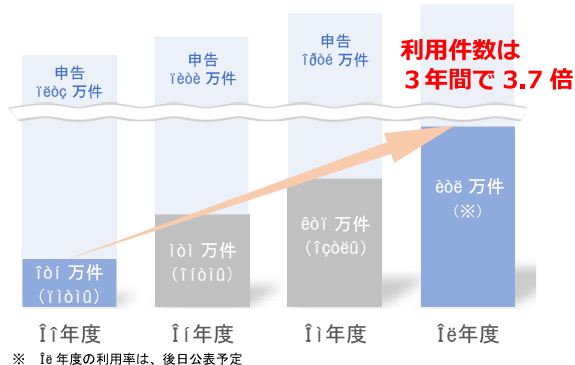


国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

【相続税 e-Tax の利用件数】



メリット① **24時間申告可能** (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に出向く必要がなく、郵送料・印刷代 (紙代) ・交通費を削減

メリット② **提出書類をデータ保存**

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ **キャッシュレスによる納税もスムーズ!**

利便性は年々向上

税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能 (1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大)

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者 (相続人等) の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和 7 年 1 月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

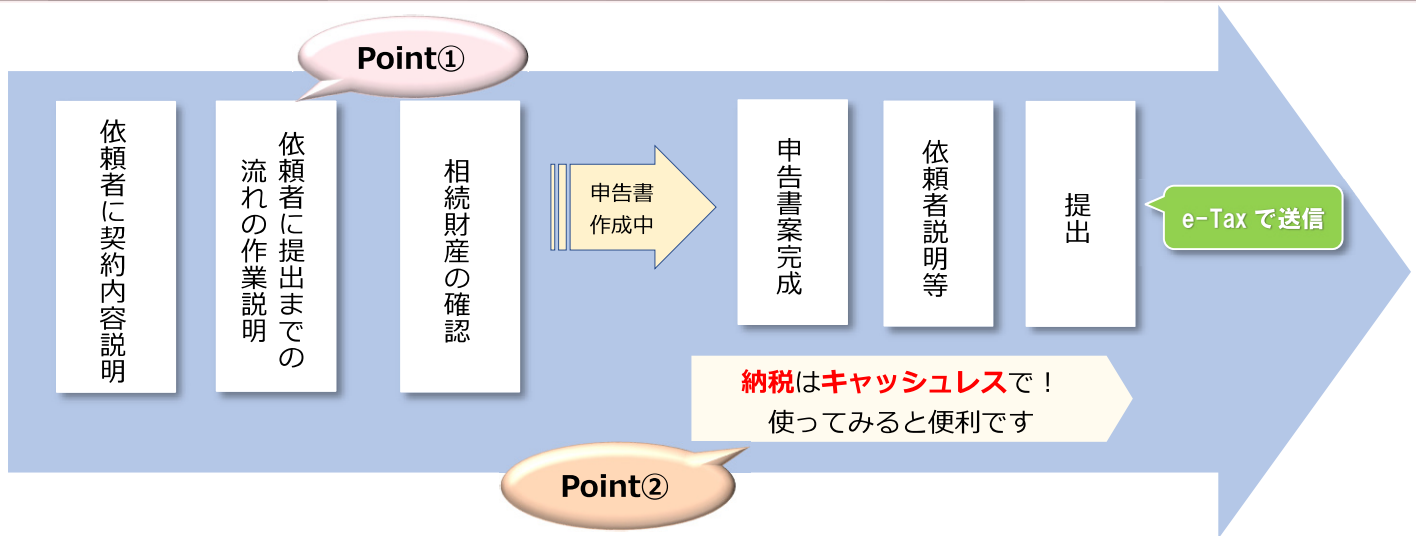
- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する UBI や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は
こちらから





Point①

申告書作成中

e-Tax で送信

納税はキャッシュレスで！
使ってみると便利です

Point②

Point①

まずは利用者識別番号を確認！

- (申告書を提出する) 財産取得者 (相続人等) 全員の**利用者識別番号**を確認
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax で送信



変更等届出書の詳細はこちら

Point②

申告書作成中に納税手続の準備

- **ダイレクト納付** (e-Tax による口座振替) を利用するため、**事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
 - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
 - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
 - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクトの詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- 現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(e-Tax 以上)
- 相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。e-Tax 以上

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局 (沖縄国税事務所を含む) ・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の刷新における手続の見直しの一環として、令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに**收受日付印の押なつを行わない**こととしました。
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する情報は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク 0120-953111 (全国一律の通話料金)
受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月31日～1月3日を除く)

相続税の申告を税理士に依頼される方へ

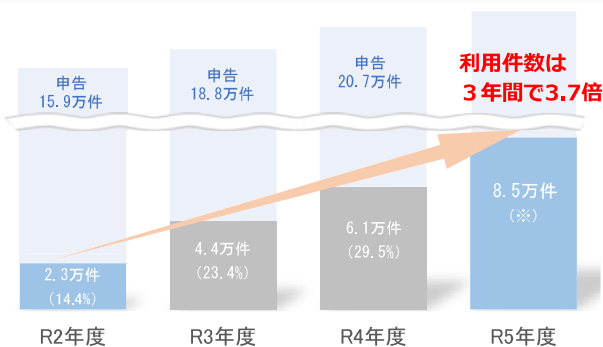
相続税申告は

e-Taxをご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のU・Eの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

相続税e-Taxの利用件数は年々増加



インターネットを利用して申告や納税手続きをすることができるので、税務署や金融機関に出向く必要はありません。

利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、iNetの利用者識別番号が必要です。

なお、過去に所得税申告や贈与税申告などでe-Taxをご利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

また、**税理士に申告書の作成を依頼される際は**、利用者識別番号の有無に応じて、**下欄にチェックいただき、この用紙を税理士にお渡しください。**

利用者識別番号が**分かる方**

下欄に利用者識別番号を記載してください（確認方法は裏面をご覧ください。）。

【利用者識別番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

利用者識別番号を**取得したことがない**又は**分からない方**

利用者識別番号の取得又は確認はご自身で行うか、税理士に依頼することもできます。

税理士に利用者識別番号の取得又は確認を依頼する。

ご自身の住所地を管轄する税務署に利用者識別番号の取得又は確認を行い、後日、税理士に利用者識別番号を伝える。

住所 _____

氏名 _____



利用者識別番号の確認手順

所得税や贈与税の申告手続きをされたことがありますか？

はい ±@覚えていない

いいえ

利用者識別番号が確認できる書類はお持ちですか？

—書類の一例—

◎ 申告書等送付票

◎ 確定申告のお知らせ

はい

いいえ

「マイページ」を確認できますか？

- ※ マイナポータル「外部サイトとの連携」機能を利用し、e-Taxと連携した後に遷移する「TOP画面」より「マイページ」をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページ「[マイナポータルとの連携](#)」をご確認ください。
- ※ 利用者識別番号は、e-Taxソフト（Web・スマホ版）・受付システムからも確認できます。



【マイナポータルとの連携】

はい

いいえ

お持ちの書類に記載または表示された利用者識別番号をご利用いただけます。
※ この番号を税理士へお伝えください。

「**電子申告・納税等開始（変更等）届出書**」をご自身の住所地を管轄する税務署に提出し、利用者識別番号を取得してください。
※ 届出書の提出は税理士へ依頼することも可能です。
※ 利用者識別番号が不明な場合は、変更等届出書を提出してください。

納税方法（ダイレクト納付のご案内）

事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、即時又は指定した期日に、口座引き落としにより納付することができます。

- ※ 「α&」送信の場合は1週間程度、書面提出は1か月程度で利用可能となります。
- ※ 税理士による「α&」の代理送信での提出はできません。

詳細は、国税庁ホームページ「[ダイレクト納付の手続](#)」をご確認ください。



【ダイレクト納付の手続】

業務センターへの郵送等に関するお願い

名古屋国税局では、「内部事務のセンター化（※1）」を実施しておりますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署（裏面参照）に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います（※2）。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

（※1） 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

（※2） e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合に、別途郵送等で書面による提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの一定の要件に該当する書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

一定の要件に該当する書類については、法令の規定により原本の提出が必要な第三者作成書類が対象となります。詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

内部事務のセンター化の対象となる税務署

名古屋国税局では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、対象となる税務署を順次拡大しております。

令和6年7月10日からは、名古屋国税局業務センター沼津分室及び熱田分室を新設するとともに、三の丸分室及び多治見分室では対象署を拡大し、以下のとおり実施する予定です。

名称・所在地	対象署	名称・所在地	対象署
名古屋国税局 業務センター 〒461-8623 名古屋市東区泉一丁目17番8号 名古屋国税局 名古屋東分庁舎	名古屋東税務署 名古屋中税務署 (注2)	名古屋国税局 業務センター沼津分室 〒410-8553 沼津市市場町九番1 沼津合同庁舎	沼津税務署 熱海税務署 三島税務署 下田税務署
名古屋国税局 業務センター三の丸分室 〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎	岐阜北税務署 岐阜南税務署 大垣税務署	名古屋国税局 業務センター熱田分室 〒456-0033 名古屋市熱田区花表町7番地17号	熱田税務署 中川税務署
名古屋国税局 業務センター多治見分室 〒507-8710 多治見市白山町一丁目209番地	多治見税務署 高山税務署 関税務署 中津川税務署 尾張瀬戸税務署	名古屋国税局 業務センター豊橋分室 〒440-8535 豊橋市大國町111番地 豊橋地方合同庁舎	豊橋税務署 西尾税務署 新城税務署
名古屋国税局 業務センター清水分室 〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎	清水税務署 藤枝税務署	名古屋国税局 業務センター刈谷分室 〒448-8522 刈谷市若松町一丁目46番地1 刈谷合同庁舎	刈谷税務署 豊田税務署
名古屋国税局 業務センター浜松西分室 〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎	浜松西税務署 浜松東税務署 島田税務署 磐田税務署 掛川税務署	名古屋国税局 業務センター津分室 〒514-8544 津市桜橋二丁目99番地	津税務署 伊勢税務署 松阪税務署 上野税務署 尾鷲税務署

(注) 1 下線を付した部分は、令和6年7月10日からの変更箇所を示しています。

2 一部の行政指導事務等については、名古屋国税局業務センターにおいて、名古屋国税局管内全税務署の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

文書收受日付印の表示について

郵送等で業務センターが收受した文書（対象署から移送された文書を含む。）には、「名古屋国税局業務センター」と表示した文書收受日付印を押なつします。

なお、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

このため、令和7年1月以降、申告書等を提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

○ 文書收受日付印イメージ

センター	センター（分室）	（参考）税務署

※ 対象署の窓口に提出された文書には、従来どおり「●●税務署」等の文書收受日付印を押なつします。

(注) 大垣税務署、高山税務署、関税務署、沼津税務署、熱海税務署、三島税務署、下田税務署、熱田税務署及び中川税務署の文書については、令和6年7月10日以降に業務センターが收受した文書が対象となります。